

(案)

千葉県営水道事業中期経営計画

(令和8年度～令和12年度)

～「暮らし」や「まちの発展」を支え続ける水道の確立～

令和8年 月
千葉県企業局

千葉県営水道事業中期経営計画

目次

第1章	計画の趣旨及び性格	1
第2章	県営水道の今日の姿	3
1	県営水道の沿革	
2	県営水道の役割	
3	事業概要	
第3章	県営水道の現状と課題	10
1	計画的な更新及び適切な維持管理	
2	様々な災害や事故等への備え	
3	安全な水の供給	
4	お客様のニーズに応える取組	
5	大規模事業体の責務と社会貢献	
6	健全な経営及び運営体制の確保	
第4章	県営水道のこれからの経営	30
1	「基本理念」－目指す方向性	
2	「基本目標」－目指す姿	
第5章	実施計画（5か年の主要施策）	32
	計画の進行管理と評価	
	基本目標Ⅰ 強靱 ～災害時においても給水し続ける施設の構築～	34
	主要施策(1) 安定給水の確保	
	主要施策(2) 災害に強い施設整備の推進	
	主要施策(3) 危機管理体制の強化	
	基本目標Ⅱ 安全 ～安心して使い続けられる安全な水の提供～	48
	主要施策(4) 安全で安心な水の供給	
	基本目標Ⅲ 信頼 ～お客様・社会のニーズに応え続けていく～	52
	主要施策(5) お客様のニーズに応える取組	
	主要施策(6) 大規模事業体の責務と社会貢献	
	基本目標Ⅳ 持続 ～安定した経営を続けていくための体制づくり～	63
	主要施策(7) 安定した運営体制の確立	
	主要施策(8) 健全経営の推進	
第6章	財政収支見通し	72

第1章 計画の趣旨及び性格

1 計画の趣旨

近年、全国的に水道施設の老朽化に伴う漏水事故や自然災害に伴う大規模な被害が発生しています。

千葉県営水道（以下「県営水道」という。）においても、高度経済成長期以降に整備した多くの水道施設が次々と更新の時期を迎えようとしていることや、首都直下地震等の大規模地震の発生も懸念されることから、しっかりと水道施設の更新・耐震化を進めていく必要があります。

県営水道では、令和3年に「千葉県営水道事業中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、これに基づき事業を推進してきたところですが、建設事業費の増加や昨今の物価高騰に伴う様々な経費の増加もあり、令和8年度から収支の赤字や資金不足が見込まれたことから、令和8年4月1日より、平均で18.6%の料金上げをさせていただいたところです。

日常生活や経済活動に欠かせない水を、将来にわたって安定して送り続けていくため、前計画期間で実施した取組の成果を引き継ぐとともに、これまで以上に施設や管路の更新・耐震化等を進めていくために、5年間分の具体的な取組を盛り込み、新たな「千葉県営水道事業中期経営計画（令和8年度～令和12年度）」を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間において、県営水道の目指す方向性である基本理念及びこれを実現するための基本目標に基づき、今後取り組むべき各施策を定めた水道事業の経営に関する基本計画であり、国土交通省が「新水道ビジョン^{*1}」を推進するために全国の水道事業体に策定を求めている「水道事業ビジョン」、総務省が各公営企業に策定を求めている「経営戦略^{**2}」として位置付けています。

また、県営水道では、30年間の施設整備の基本的な考え方を「千葉県営水道事業長期施設整備方針」において定めております。本計画は、この方針の考え方に基づく事業などを着実に推進するための実施計画となるものです。

*1 新水道ビジョン：水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、取組の方向性やその実現方策等を平成25年に国が提示したもの。

**2 経営戦略：中長期的な経営の基本計画であり、各公営企業において、総務省から策定を求められているもの。



千葉県営水道事業中期経営計画とその他計画等の関係（イメージ）

1 県営水道の沿革

昭和初期における東京湾沿岸地域は、河川水や地下水に依存していましたが、いずれも水質が悪く、伝染病が続発していました。このような状況を改善するため、広域的観点から、昭和9年に県営水道事業が創設され、2年後の昭和11年に、当時の千葉水源工場（現在の千葉分場）から千葉市内への給水を開始しました。

その後、高度経済成長期における京葉臨海工業地帯の急速な開発と都市化の進展による人口の急増、さらに成田ニュータウン及び千葉ニュータウンの建設並びに新東京国際空港（現「成田国際空港」）の開港等、県勢の発展を受けて、数度の事業拡張を行い、現在では給水人口で全国第3位の大規模事業体に成長しています。

	事業体名	給水人口（万人）
1	東京都水道局	1,388
2	横浜市水道局	376
3	千葉県企業局	309
4	神奈川県企業庁	284
5	大阪市水道局	280

給水人口の順位（令和7年3月末現在）

[沿革]

昭和9年	3月	上水道布設許可（京葉地区創設事業）
昭和11年	6月	千葉水源工場（現千葉分場）給水開始
昭和15年	5月	江戸川水源工場（のちの古ヶ崎浄水場）給水開始（平成19年廃止）
昭和31年	4月	第1次拡張事業 着手
昭和33年	6月	栗山浄水場給水開始
昭和37年	4月	第2次拡張事業 着手
昭和40年	4月	第3次拡張事業 着手
昭和43年	7月	柏井浄水場一部給水開始
昭和44年		給水人口 100万人
昭和45年	4月	北総地区事業 着手

昭和46年	4月	第4次拡張事業 開始
昭和50年	6月	北総浄水場給水開始
昭和53年		給水人口 200万人
昭和55年	4月	柏井浄水場東側施設給水開始（高度浄水処理）
昭和57年	3月	第4次拡張事業と北総地区事業を統合
平成5年	6月	福増浄水場給水開始（高度浄水処理）
平成16年	8月	県水お客様センター開設
平成19年	10月	ちば野菊の里浄水場給水開始（高度浄水処理）
平成28年		給水人口 300万人
令和6年	3月	ちば野菊の里浄水場 第2期給水開始（高度浄水処理）



ちば野菊の里浄水場

2 県営水道の役割

県営水道は、現在、4つの取水場、4つの浄水場と15の給水場・分場等の施設と約9,300キロメートルに及ぶ管路を保有し、県人口の半分にあたる約300万人のお客様に毎日の暮らしを支える生活用水をお届けしています。

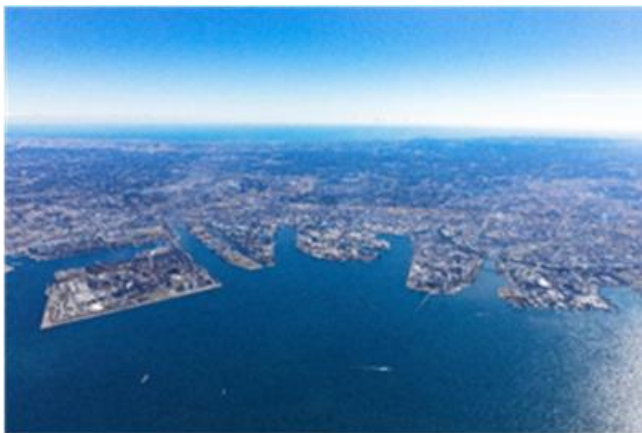
また、国際拠点空港である成田国際空港、幕張メッセを中核とする幕張新都心、大規模テーマパーク等の日本を代表する大型集客施設、さらに東京湾岸地域の工業地帯をはじめとする企業等への給水を通じて、千葉県の実業・生産活動の発展を支える重要な役割を担っています。



成田国際空港
(成田国際空港株式会社提供)



幕張新都心



東京湾岸の工業地帯

3 事業概要

(1) 給水区域

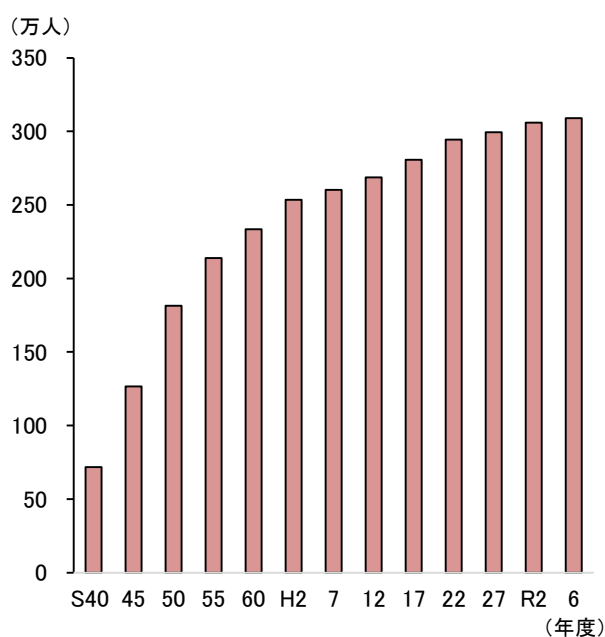
給水区域は11市^{※1}にまたがり、その面積は約566平方キロメートル（県面積の約11パーセント）に及んでいます。

(2) 給水人口と給水量の移り変わり

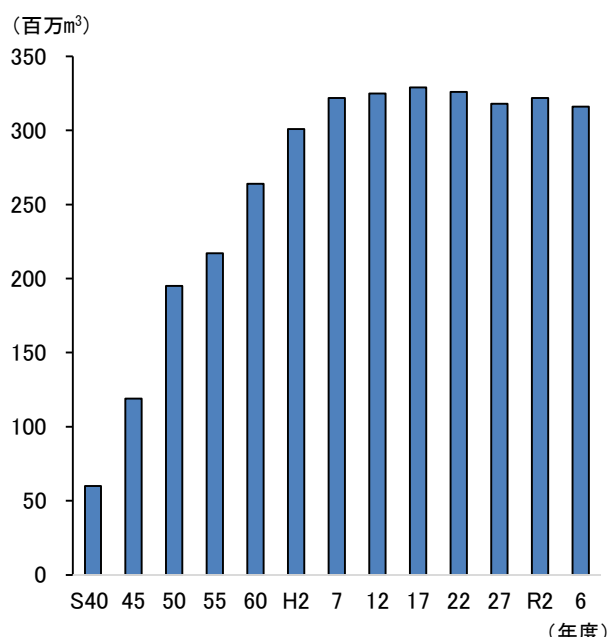
令和7年3月末現在の給水人口は3,093,756人（県人口の約49パーセント）、普及率は96.5パーセントに達しています。

令和6年度の給水状況は、一日最大991,586立方メートル、一日平均864,986立方メートル、年間では約3億1,572万立方メートルになっています。

また、用途別使用量では、家庭用が約88パーセントを占めています。



給水人口の推移 (S40～R6)



給水量の推移 (S40～R6)

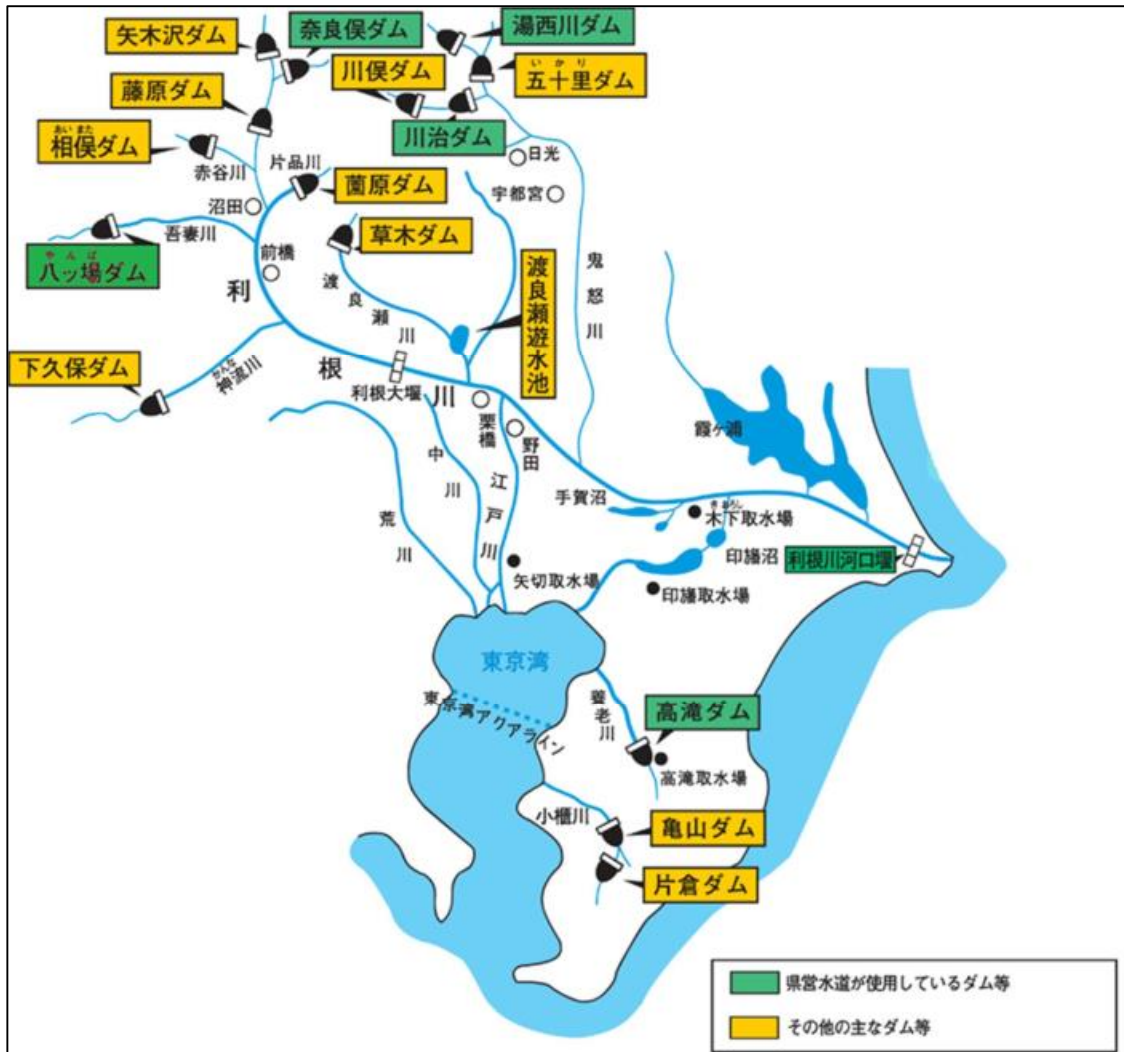
(3) 水源及び浄水場

水源は、利根川水系及び県内河川である養老川水系の河川・湖沼水です。

また、その他に県営水道では北千葉広域水道企業団（利根川水系）及びかずさ水道広域連合企業団（小櫃川水系）から受水しており、利根川水系への依存度は北千葉広域水道企業団からの受水を含め約9割となっています。

浄水場は、利根川及び印旛沼の水を利用している柏井浄水場、利根川の水を利用している北総浄水場、江戸川の水を利用しているちば野菊の里浄水場及び養老川水系の高滝ダムの水を利用している福増浄水場があります。

※1 （給水区域の）11市：
市川市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域
千葉市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、印西市、白井市の各一部。

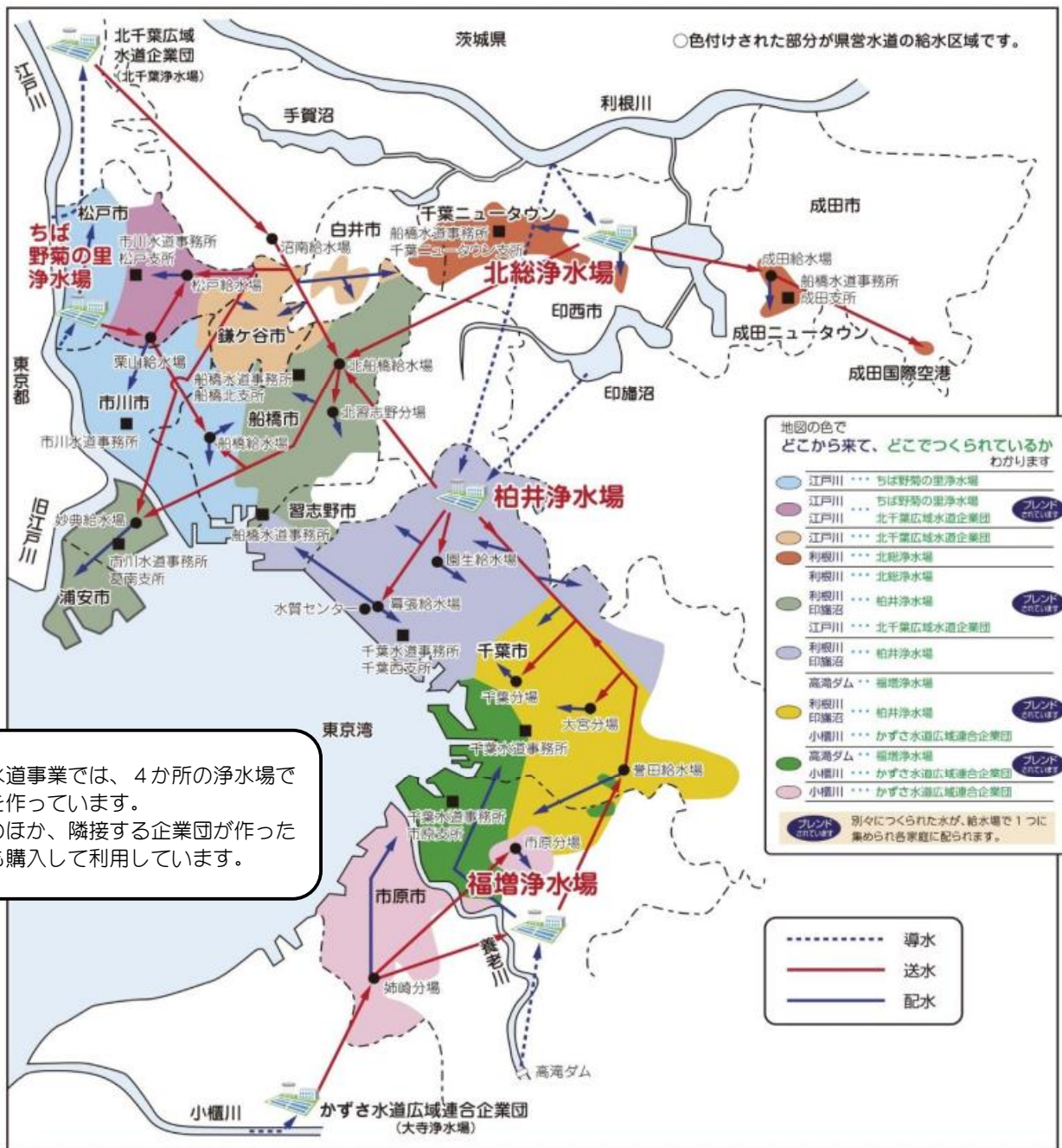


水源地図

水系等	水源名	水利権 (m ³ /秒)	一日当たり 取水可能量 (m ³ /日)	取水場 (浄水場)
利根川水系 江戸川	江戸川自流	1.060	258,300	矢切取水場 (ちば野菊の里浄水場)
	奈良俣ダム	0.470		
	農業用水合理化	0.470		
	八ッ場ダム	0.990		
	江戸川・中川(暫定)	(1.46)		
利根川水系 利根川	川治ダム	1.330	114,900	印旛取水場 (柏井浄水場東側施設)
	利根川河口堰	3.480	487,600	木下取水場 (柏井浄水場西側施設、 北総浄水場)
	川治ダム	0.639		
	湯西川ダム	1.510		
奈良俣ダム	0.014			
養老川水系 養老川	高滝ダム	1.100	95,000	高滝取水場 (福増浄水場)
合計		11.063	955,800	

※ ()は、暫定水利権

許可水利権一覧(令和7年度)



上水道事業では、4か所の浄水場で水を作っています。
このほか、隣接する企業団が作った水も購入して利用しています。

給水区域図

種別	場数	施設名称
取水場	4	印旛、木下、高滝、矢切
浄水場	4	柏井、北総、福増、ちは野菊の里
給水場	10	栗山、園生、船橋、誉田、成田、北船橋、沼南、松戸、幕張、妙典
分場	5	千葉、市原、大宮、姉崎、北習志野

県営水道の主な施設



県営水道は、歴史的な価値から登録有形文化財として登録されている施設を有しており、これらは現在も現役の水道施設として使用されています。

●千葉高架水槽（千葉市中央区）

平成15年度 土木学会選奨土木遺産認定

平成19年度 登録有形文化財（建造物）登録

<概要>

「千葉県水道事務所千葉水源工場（現：千葉分場）」の付帯施設として昭和12年に建設されました。全国的にもまれな正十二角形構造で、頂部に水槽を収め、建物の本体北側に玄関及び階段室を設けています。



<千葉高架水槽>

●千葉分場1号配水池（千葉市中央区）

平成22年度 土木学会選奨土木遺産認定

平成29年度 登録有形文化財（建造物）登録

<概要>

「千葉県水道事務所千葉水源工場（現：千葉分場）」の付帯施設として昭和12年に高架水槽と並んで建設されました。大きな円形の構造で、アールデコ^{※1}風の階段や芝張りの屋上にアールデコ風の中央塔を設けています。



<千葉分場1号配水池>

●栗山配水塔（松戸市）

平成18年度 土木学会選奨土木遺産認定

平成29年度 登録有形文化財（建造物）登録

<概要>

「千葉県水道事務所江戸川水源工場（旧古ヶ崎浄水場）」の付帯施設として昭和12年に建設されました。円筒型の高架水槽で、ドームの周囲にはバルコニーがめぐらされ、屋根には四本の柱で支えられた通気口が備わっています。



<完成初期の千葉高架水槽と千葉分場1号配水池>



<栗山配水塔>



<完成初期の栗山配水塔>

※1 アールデコ：1920年代から1930年代にかけて世界的に流行した幾何学的な装飾様式の総称。

1 計画的な更新及び適切な維持管理

[現 状]

県営水道の浄給水場等の施設や管路については、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、急速に老朽化が進行しています。

水道施設の老朽化は漏水事故等のリスクの高まりにもつながることから、事故等を未然に防ぐため、これまで適切な維持管理により健全性を保持して、長寿命化を図ってきたところですが、これらの水道施設が次々と更新時期を迎えようとしています。

[課 題]

(1) 計画的な更新・整備の実施

県営水道では、浄給水場等の施設や管路について、更新時期の目安として目標使用年数を定めて計画的に更新を行っており、この範囲内であれば、想定外の大規模な自然災害により被害を受けた場合などを除き、十分に使用可能と考えられるため、目標使用年数を超過しないことを基本に、施設や管路を更新しています。

県営水道の施設や管路は高度経済成長期（S30年代～S40年代）以降に集中的に整備されたものが多いため、今後は、更新時期が集中することも想定されます。

《課題解決の方向性》 ➤ 課題解決に向けた具体的な施策を「第5章(1)安定給水の確保」[1](#) [2](#)に記載しています

そのため、更新にあたっては、施設規模の適正化や統廃合などを見据えた長期的な視点に立つとともに、水道施設の状況や更新需要を的確に把握し、各施設の老朽度や重要度を踏まえ、事業量を平準化しつつ目標使用年数を超過しないことを基本とし実施していく必要があります。

時期（年代）	名称	
～昭和39年	千葉分場	栗山浄水場
	市原分場	園生給水場
	大宮分場	姉崎分場
昭和40年～	船橋給水場	柏井浄水場（西側）
	北習志野分場	誉田給水場
	成田給水場	
昭和50年～	北総浄水場	北船橋給水場
	柏井浄水場（東側）	沼南給水場
	松戸給水場	
平成元年～	福増浄水場	幕張給水場
平成10年～	妙典給水場	ちば野菊の里浄水場
令和元年～	ちば野菊の里浄水場（第2期施設）	

浄給水場及び分場の建設時期

年度	管路総延長
昭和45年	2,708 km
昭和55年	5,493 km
平成2年	6,723 km
平成12年	7,945 km
平成22年	8,755 km
令和2年	9,207 km
令和6年(直近)	9,330 km

管路の総延長の10年毎の推移

（2）適切な維持管理の実施

県営水道では、水道施設について、適切かつ積極的な保守・点検及び修繕等の維持管理を実施するとともに、その履歴を、予防保全型維持管理に活用することで、長寿命化を図っています。

また、保守・点検及び修繕等、維持管理の履歴を電子情報化する等、適切に整理・蓄積し、更新計画の基礎データとして活用しています。

今後は、これまで以上に老朽化した施設、管路が増加することが見込まれます。事故等を未然に防ぎ、長期間にわたって水道施設の機能を維持させるためには、重要度や老朽度を踏まえ、適切に維持管理を実施する必要があります。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》> 「第5章（1）安定給水の確保」[1](#) [2](#) [3](#)に記載しています

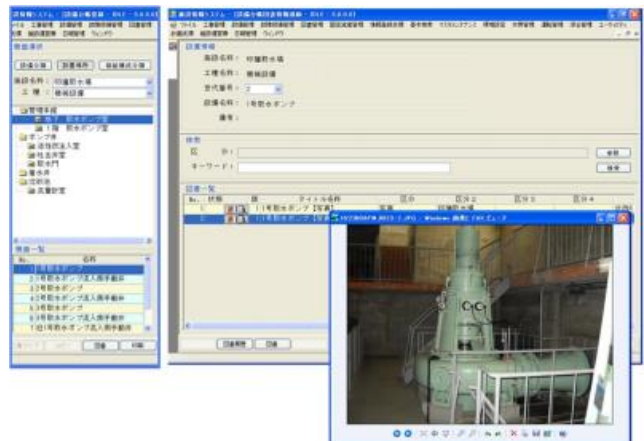
引き続き、更新計画との整合を図りながら、適切な維持管理により、水道施設の健全性を保持するとともに、デジタル技術の活用により業務を効率的に実施するなど、老朽化に伴う事故等を未然に防止するため、一層力を入れていく必要があります。



水管橋の点検



ポンプ設備の修繕



維持管理の履歴の電子情報化

2 様々な災害や事故等への備え

[現 状]

これまで、東日本大震災や令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、施設・管路の耐震化や停電・浸水対策、覆蓋化による異物混入対策等を進めるとともに、給水区域内11市等の関係機関と訓練を実施するなど、非常時の体制強化にも取り組んできたところです。

[課 題]

(1) 耐震化等の危機管理対策の推進

近年、全国的に大規模地震による水道施設への被害が発生している中、県営水道においても、近い将来に発生が懸念される首都直下地震等の大規模地震に備えて、施設・管路の耐震化等の危機管理対策を引き続き推進していく必要があります。

《課題解決の方向性》 課題解決に向けた具体的な施策を 「第5章(2)災害に強い施設整備の推進」 に記載しています

ア 施設の耐震化

施設の更新時に併せて耐震化することを基本としていますが、浄給水場等は、被災すると極めて大きな影響を及ぼす「急所施設^{※1}」であることから、災害時の水道利用者への影響を考慮して耐震化を進めていく必要があります。

能登半島地震では、急所施設が被災したことにより、広範囲での断水が発生し、復旧が長期化しました。県営水道においては、処理能力の大きい浄水場の一部や給水場の配水池等で耐震性の低い施設があることから、これらの施設を優先して、目標使用年数にとらわれずに耐震化を行っていく必要があります。

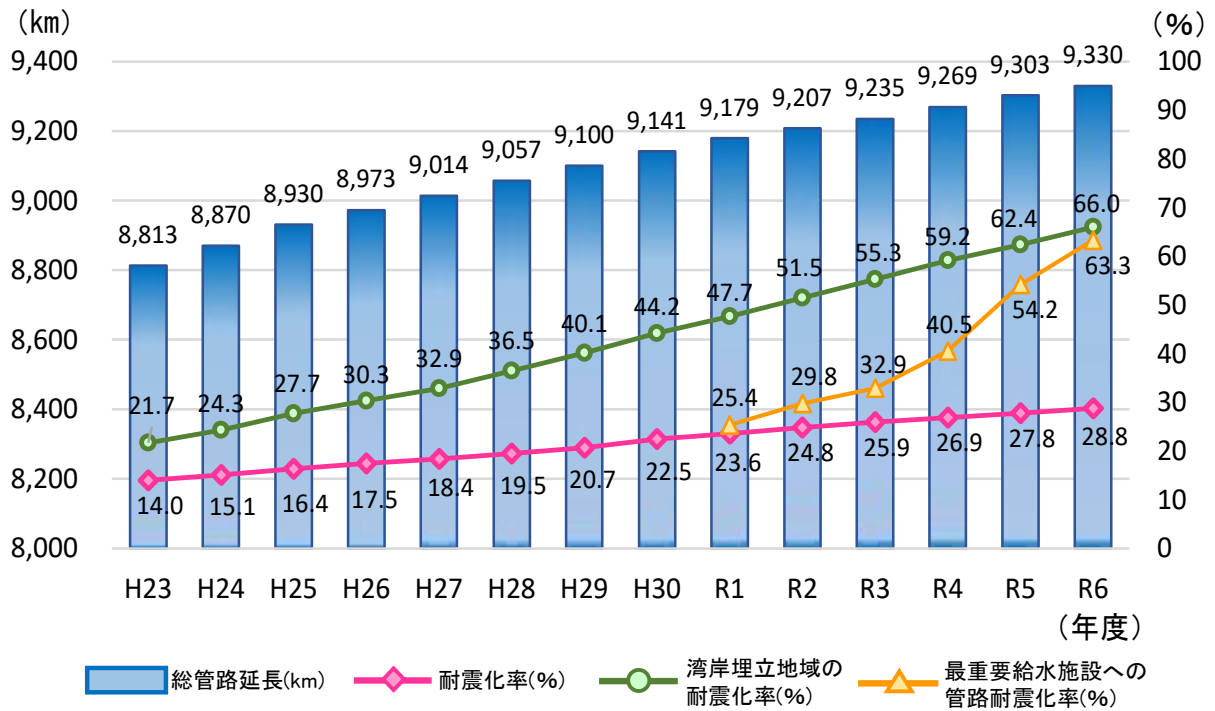
また、耐震化にあたっては、長期間運転を停止しながら工事を行うなどの制約があることから、安定給水に支障がないよう、施設ごとに工事の時期をずらし、段階的に進めていく必要があります。

イ 管路の耐震化

県営水道では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震における管路の被害状況を踏まえ、平成18年度から、耐震継手管を全面的に採用し、耐震化を推進しています。

更新時に併せて耐震化することを基本としていますが、液状化により長期的な断水被害が想定され、日常生活や経済活動に及ぼす影響が大きい湾岸埋立地域に埋設された管路や、災害時において人命にかかわる災害拠点病院及び災害対応の復旧活動等の中心的役割を果たす防災拠点等の最重要給水施設につながる管路については、目標使用年数にとらわれずに、引き続き優先して耐震化を行っていく必要があります。

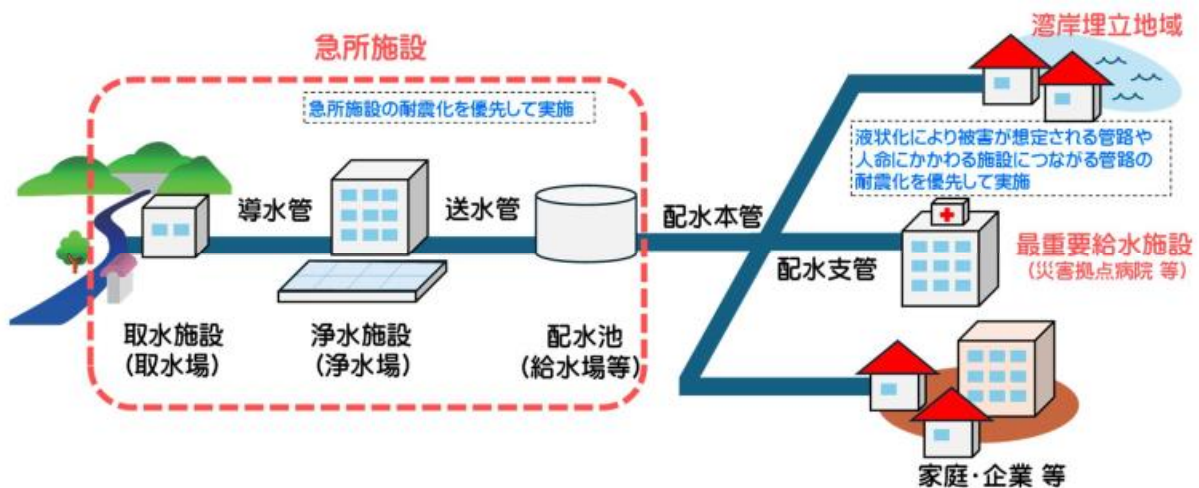
※1 急所施設：その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設。



<令和6年度末時点の管路耐震化率>

- ・管路の耐震化率 : 28.8% = 2,688km(耐震管延長) ÷ 9,330km(総延長)
- ・湾岸埋立地域の管路耐震化率 : 66.0% = 462km(耐震管延長) ÷ 700km(湾岸延長)
※令和22年度までに耐震化完了予定
- ・最重要給水施設への管路耐震化率 : 63.3% = 37.8km(耐震管延長) ÷ 59.7km(最重要延長)
※令和12年度までに耐震化完了予定

総管路延長の推移及び耐震化率の推移



施設・管路の耐震化のイメージ

ウ 停電・浸水対策の強化

県営水道では、近年激甚化する自然災害を踏まえ、様々な災害の脅威に対応するため、浄給水場等における停電対策として、非常用自家発電設備や燃料タンクの増強を実施しました。また、浸水対策として、浸水被害想定等に基づき、防水扉や防水板の設置などの応急対策に取り組んでまいりました。引き続き、更なる安定給水の確保に向け、停電・浸水対策に取り組んでいく必要があります。

(2) 危機管理体制の確保

県営水道では、給水区域内11市等の関係機関との連携強化や実践的な訓練の実施により、非常時に確実に行動できる体制を構築するとともに、県外事業者や関係団体等と応援協定を締結するなど、危機管理体制の充実に取り組んできました。

近年、自然災害は頻発化・激甚化する傾向にありますが、いかなる状況においても、災害発生時には、迅速な対応を行い、被害を最小限に抑える必要があります。

課題解決に向けた具体的な施策を
《課題解決の方向性》> 「第5章(3)危機管理体制の強化」 に記載しています

引き続き関係機関との連携や訓練を実施し、危機管理体制の確保を図っていく必要があります。

3 安全な水の供給

[現 状]

県営水道は利根川・江戸川、印旛沼、高滝ダムから取水しており、千葉県は利根川水系の下流に位置しているなどの理由から、原水水質は決して良好とはいえません。また、過去には利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる水質汚染事故が発生し、近年ではPFOS及びPFOAによる水質への影響が懸念されています。このような状況下においても、安全な水を安定して供給するため、水源の監視や保全、高度浄水処理の導入、水質管理の徹底といった取組を進めてきたところです。

また、貯水槽水道^{*1}においては、設置者による衛生上適正な管理が行われていない事案について、適正管理に関する指導・助言を行ってきました。

[課 題]

(1) 安全で安心な水の供給

県営水道は、河川や湖沼を水源としていますが、流域に多くの住宅地や工場等を抱えていることから、生活排水による水質汚濁、工場排水の流入による水質汚染や水源水質事故のリスクがあるとともに、近年では局地的な大雨が頻発しており、河川における急激な濁度上昇などにより原水水質が悪化して浄水処理に支障を及ぼす場合もあります。今後も、気候変動に伴う大雨や少雨による水質への影響などが懸念されますが、水質異常が発生した場合にも適切な対応が求められます。

また、集合住宅やホテル、病院等に設置されている貯水槽施設は、その施設の設置者が適正に管理することとしておりますが、管理が適切に行われていない場合、水質悪化を起こす可能性があります。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》 ➤ 「第5章(4)安全で安心な水の供給」 に記載しています

今後も、お客様にいつでも安全な水を安心して使用していただくためには、水源の監視や保全、水源水質に対応した適切な浄水処理、浄水場から蛇口に至るまで徹底した水質管理を行うことにより、水道水の品質を確保していく必要があります。

また、浄水処理した安全な水を蛇口までお届けするために、引き続き「貯水槽水道地域巡回サービス」を実施し、貯水槽施設の設置者に対して適正管理に関する指導・助言を行うなど、安全で安心な水の供給を推進していく必要があります。

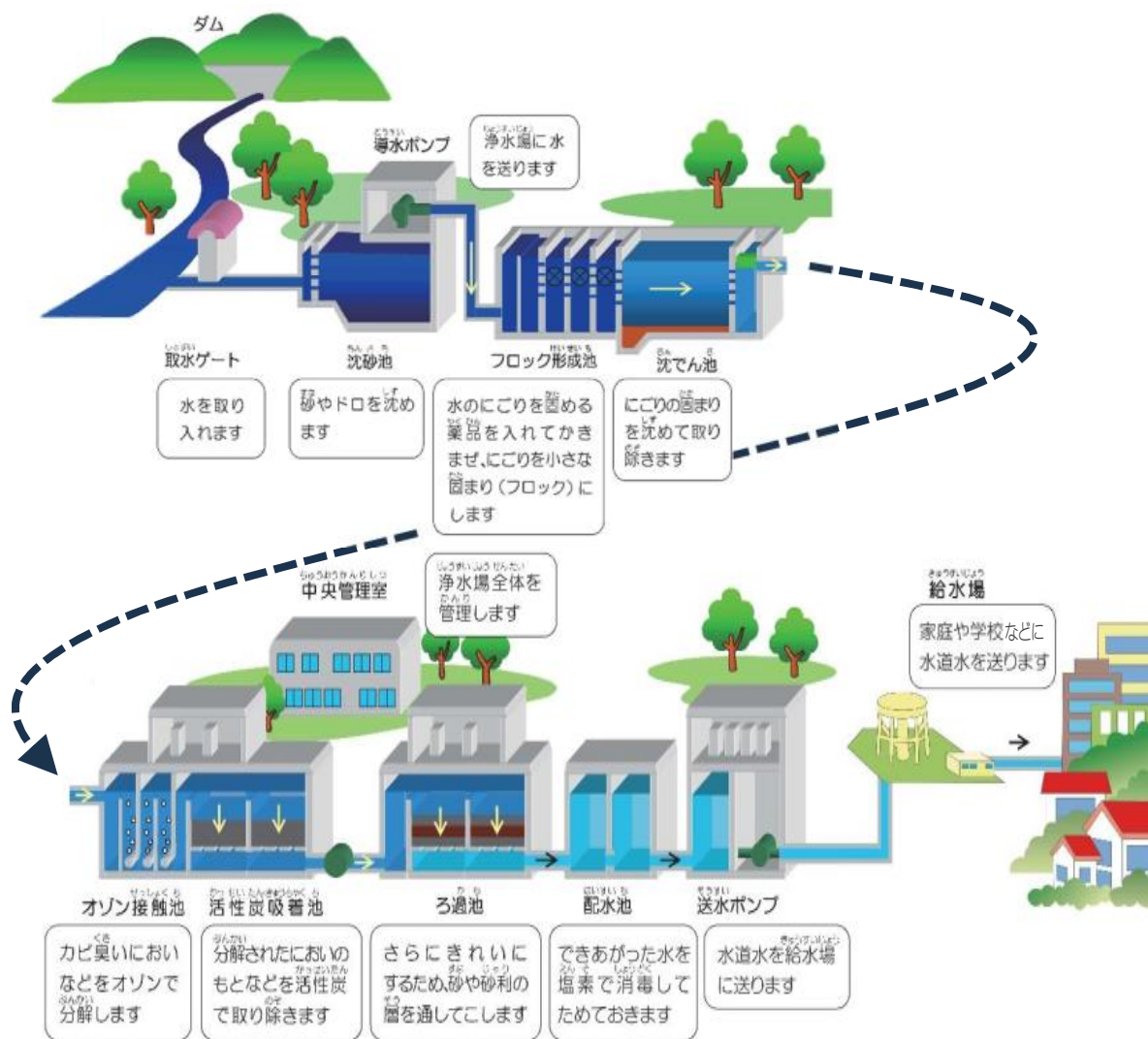
^{*1}貯水槽水道：ビルやマンションなどにおいて、水道水をいったん受水槽や高置水槽に貯留し、ポンプなどで圧送して利用者に給水する施設の総称。



職員による水質検査



貯水槽水道地域巡回サービス



浄水処理の概要



水道水は、安全に飲むことができるよう、「水道法」で水質基準項目や水質基準値などが定められています。

県営水道では、検査が義務付けられている水質基準項目の52項目（令和8年4月時点）だけではなく、合計200を超える項目の水質検査を計画的に行っています。また、検査の結果はホームページに掲載しています。

「水質基準項目」とは

「水質基準に関する省令」で定められた、水道水が適合しなければならない水質の基準です。

項目は、大きく2つに分けられています。

○健康に関する項目

シアンや水銀、大腸菌、PFOS及びPFOAなど32項目

○性状に関する項目

硬度や鉄・マンガン、かび臭の原因物質など20項目

「水質基準値」とは

人の健康や水道水の性状（色・においなど）に問題が発生しない値のことで、項目ごとに決められています。

最近よく聞く『PFAS』とは

『PFAS』は1万種類以上ある「有機フッ素化合物」の総称で、はっ水剤、界面活性剤など様々な用途で使用されてきました。

『PFAS』の中でも、泡消火剤などに使用されてきた『PFOS』や、コーティング剤などに使用されてきた『PFOA』は、難分解性（自然界で分解されにくい）、高蓄積性（生物の体内に残りやすい）という性質を持ち、さらに、健康への影響が指摘されていることなどから、現在では製造や輸入等が原則禁止されています。

なお、県営水道が供給する水道水については、定期的を実施する水質検査において国が定める水質基準値を大きく下回ることを確認しております。

※ 令和7年6月30日に「水質基準に関する省令」が改正され、『PFOS及びPFOA』を「水質基準項目」とし、健康に関する項目に位置付け、基準値をPFOS及びPFOAの合算値として50ng^{*1}/L以下であることと規定し、令和8年4月1日から施行されることになりました。

※1 ng（ナノグラム）：10億分の1グラム。

4 お客様のニーズに応える取組

[現 状]

これまで県営水道では、お客様に水道事業への理解を深めていただくため、広報紙やホームページ等の様々な手段によって広報活動を継続的に実施してきました。

また、アンケート調査を通じてお客様のニーズを把握し、利便性の向上や安全でおいしい水づくりなどに取り組んできたところです。

さらに、従来は電話や書面で行っていた各種手続き・相談対応については、お客様専用ページ（マイポータル）等を創設し、オンライン受付を導入するとともに、料金の支払いに関しても、スマートフォン決済やクレジットカード払いの導入、口座振替払いサービスの拡充、下水道使用料との徴収一元化など、お客様の利便性向上に取り組んできました。

[課 題]

（1）広聴・広報活動の充実

水道事業は主に水道料金によって運営されており、将来にわたり継続的に事業運営していくためには、お客様の理解と協力が不可欠です。

お客様の声を積極的に把握して事業運営や業務改善に役立てるとともに、引き続き厳しい経営環境が見込まれる中、県営水道が実施する事業の必要性や経営状況について、より多くのお客様に理解を深めていただくことが求められています。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》> 「第5章（5）お客様のニーズに応える取組」¹ に記載しています

広聴活動を充実していくとともに、より効果的な手段を活用した情報発信が必要となります。



パンフレット「ちばの水道」



県営水道ホームページ

(2) おいしい水への要望に応える取組

県営水道では、お客様のおいしい水への要望にお応えするため、水道水に対してお客様が抱く「不安感」や「おいしくない」というマイナスイメージから、「安心感」や「おいしい」というプラスイメージへの転換を目指し、平成18年度から国の定める水道水質基準等よりも厳しい独自の水質目標^{※1}を掲げ、安全でおいしい水づくりに向けて様々な取組を推進してきました。

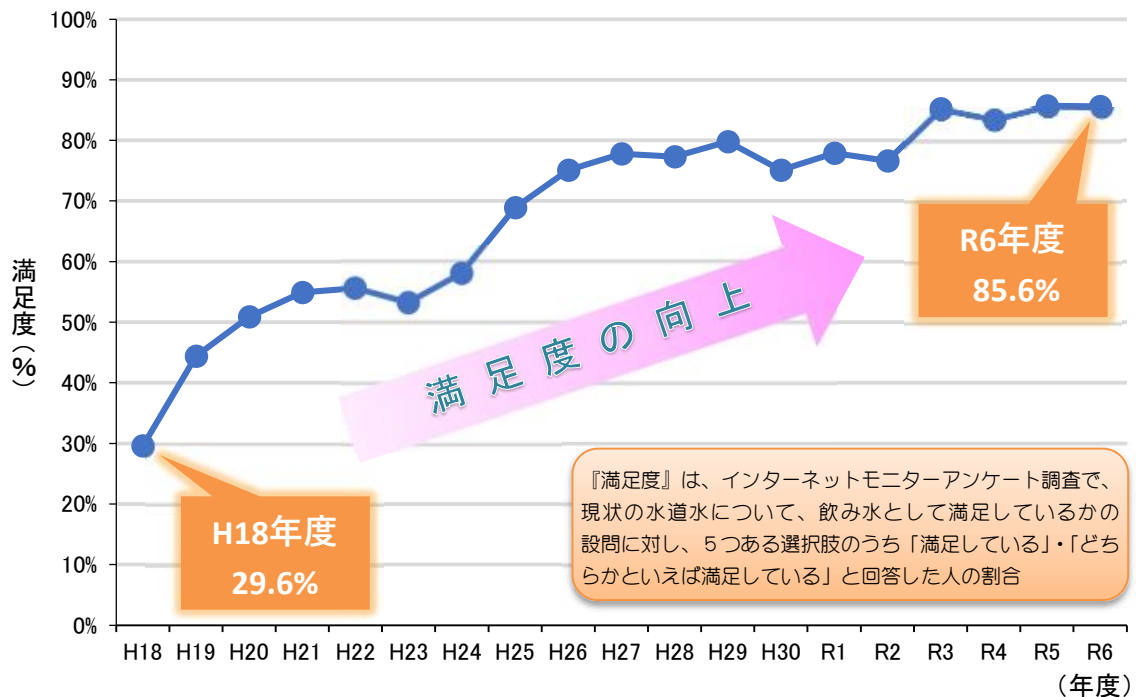
その結果、お客様の水道水の「飲み水としての満足度」は平成18年度の約30%から大幅に向上し、近年では85%前後の高い水準で推移しています。

今後もお客様からのおいしい水への要望に応え、安全でおいしい水道水を届け続けるとともに、「飲み水としての満足度」を現在の高い水準で維持していく必要があります。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》➤ 「第5章(5)お客様のニーズに応える取組」[\[2\]](#)に記載しています

残留塩素の低減化等の技術的な取組や、お客様に水道水の安全性やおいしさを知っていただくためのPR等の取組を引き続き推進する必要があります。



水道水の飲み水としての満足度

※1 独自の水質目標：令和7年度時点では、9項目（色度・濁度・総トリハロメタン・放射性セシウム・残留塩素・臭気強度・かび臭物質(2-MIB、ジェオスミン)・有機物)について、国の定める水質基準等よりも厳しい目標値を設定している。

(3) 各種手続や支払い方法の利便性向上

これまで、スマートフォン決済やクレジットカード払いをはじめとした多様な支払方法の導入を行うとともに、お客様専用ページ（マイポータル）によるオンライン受付の導入を進めてきました。

しかし、利便性の向上をお客様に実感していただくためには、これらのサービスを実際に利用していただくことが重要です。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》➤ 「第5章（5）お客様のニーズに応える取組」[③](#) に記載しています

サービス利用者の拡大に向けて普及促進を図るとともに、ライフスタイルの多様化やICT^{※1}分野における技術革新の進展、お客様の多様なニーズなどを踏まえ、引き続き利便性向上にむけた対応を検討していく必要があります。



使用水量や請求金額の確認、水道料金の支払い、各種手続きがオンラインで完結するお客様専用ページ「マイポータル」や、お客様からの問合せに24時間対応する「チャットボット」の運用を令和8年1月5日から開始しました。

○「マイポータル」でできること

スマホで水道料金が払えます！

PayPayで24時間どこでもスマホからお支払いができます。
PAYSLLEでスマホに電子バーコードを表示してコンビニでお支払いができます。

使用水量や料金の確認が簡単！

これまでの紙の検針票や納入通知書をなくし、スマホ等へオンラインでお知らせします。これによって紙の使用量や郵送費用等の削減につながります。
また、過去の使用水量や請求金額についても、過去2年分いつでもスマホ等で確認できます。

各種手続きがいつでも簡単！

使用開始・中止のお手続きや、支払い方法の変更・登録のお手続き等がいつでも簡単にスマホ等で申請できます。

○「チャットボット」でできること

いつでも質問ができます！

AIチャットボットが自動で24時間応答しますので、いつでもお好きなタイミングでお問い合わせいただけます。

(参考)マイポータル登録手順

※マイポータルIDはメールアドレスです。

登録手順

- ①マイポータルへアクセスし、新規登録を選択。必要事項を入力し、送信を選択します。
- ②登録したメールアドレス宛てに本登録用URLが記載されたメールが届くのでURLをクリックします。
- ③本登録完了。登録した情報でログインして利用を開始します。
- ④「各種申請・申込」から「お客様番号紐づけ申請」を選択し、現在の契約情報との紐づけ登録を実施します。
- ⑤「お客様番号」、「ネット手続用確認番号」等を入力してください。(契約情報が紐づけされます。)

詳しくは、下記、千葉県営水道ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/myportal.html>

5 大規模事業体の責務と社会貢献

[現 状]

県営水道では、県内水道の統合・広域連携の取組を進めるとともに、これまで培ってきた技術と知識を基に、県内水道事業体への技術支援や国内外の水道技術の発展に貢献するなど、地域の中核水道事業体としての役割を果たしてきたところです。

また、本県では、カーボンニュートラル^{※1}の実現に向けて、「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境負荷の低減に取り組んでいる中、県営水道でも「千葉県企業局環境方針」に基づき、太陽光発電やマイクロ水力発電などによる再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化や廃棄物の再資源化などの推進をしてきました。

[課 題]

(1) 統合・広域連携

県内水道事業体は、人口減少に伴う有収水量の減少、施設・管路の老朽化対策や耐震化の促進、技術職員の減少など、単独の事業体では解決が困難な様々な課題を抱えています。

このため、県では、将来にわたる水道の安定供給体制を構築するため、令和元年9月に策定した「水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画（千葉県版水道ビジョン）」などに基づき、水道事業体の統合・広域連携の推進に取り組んでいます。

これまでの取組では、県営水道は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体^{※2}との統合に参画し、地域の水道事業の経営基盤強化に貢献してきました。

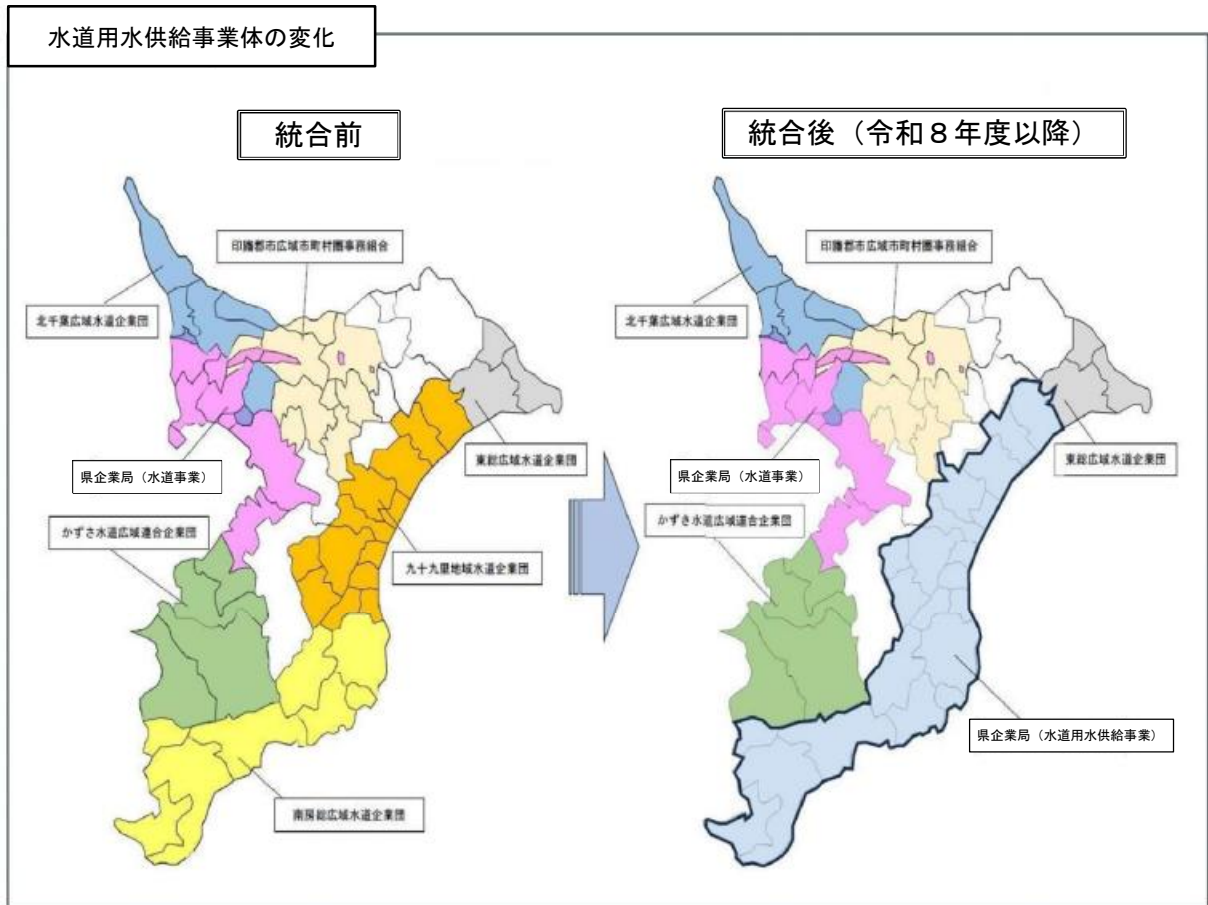
また、能登半島地震の被害を受け、国土交通省は有識者検討会を設置し、上下水道のあり方検討を進めており、提言の第2次とりまとめでは、強靱で持続可能な上下水道を実現するための基盤を強化するため、都道府県単位での「経営広域化」を加速化する必要があると言及されています。

県内にはまだまだ経営基盤の脆弱な水道事業体も多く、県では、引き続き統合・広域連携を促進していく方針です。

《課題解決の方向性》➤ 課題解決に向けた具体的な施策を「第5章（6）大規模事業体の責務と社会貢献」**1** に記載しています

全国第三位の規模の事業体である県営水道は、この取組に積極的に参画して本県の水道の安定供給体制の構築に寄与することが求められています。

※1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、排出量を実質的にゼロにすること。
※2 水道用水供給事業体：水道水を末端給水事業者（水道水を各家庭などの需要者へ供給する事業者）へ供給する事業者。



水道用水供給事業者の変化(統合前後)

(2) 県内事業者への技術支援及び国内・国際貢献

県営水道では、平成29年度から、全ての県内事業者に対して水道技術研修を開放し、技術力の向上を支援してきました。県内事業者でも、技術職員の確保が困難になってきていることや、人材育成を行うための十分な体制を整えることが難しい事業者など、技術力の維持・向上が課題となっています。

また、(公社)日本水道協会などを通じて、先進的な取組事例等を情報発信するとともに、国際協力機構(JICA)^{※1}等からの要請を受け、開発途上国への職員の派遣、研修生の受入などの国際協力を行ってきました。特に、東ティモール民主共和国に対しては、令和6年度までに長期派遣5名、短期派遣29名の延べ34名の職員を派遣し、現地の水道事業の技術指導を実施してきました。

今後も、県営水道は大規模事業者として、国内外の水道技術の維持・発展に貢献していくことが求められています。

※1 JICA(独立行政法人 国際協力機構): 独立行政法人国際協力機構法に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

課題解決に向けた具体的な施策を
《課題解決の方向性》> 「第5章（6）大規模事業体の責務と社会貢献」² に記載しています

多くの水道事業者が共通して抱える課題に対する一助となるよう、引き続き、県営水道が培ってきた技術と知識を活かし、技術支援を通じて大規模事業体としての責務を果たしていく必要があります。

また、国外からの協力要請に対しても、技術支援の取組を通じて国際貢献を行っていく必要があります。

（3）環境負荷の低減

水道事業においては、浄水場での浄水処理や送配水過程で、電気などの多くのエネルギーを消費していることから、県営水道の事業活動は地球環境に対して大きな関わりをもっています。

そのため、県営水道においても、地球温暖化問題や循環型社会の構築などの課題に対応することが求められています。

課題解決に向けた具体的な施策を
《課題解決の方向性》> 「第5章（6）大規模事業体の責務と社会貢献」³ に記載しています

今後も環境負荷の低減に向けて、太陽光発電やマイクロ水力発電による再生可能エネルギーの活用、浄水処理の過程で発生する浄水発生土をはじめとした廃棄物の再資源化を進めるなど、環境に配慮した取組を実施していく必要があります。

水道用水供給事業体統合のリーディングケース (九十九里地域・南房総地域) について



<概要>

平成19年2月に千葉県県内水道経営検討委員会が「これからの千葉県内水道について」の提言をしたことを契機に、千葉県が県内の統合・広域連携に係る考え方を示しました。その取り組みのリーディングケースとして、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することについて検討を進め、令和8年4月1日に統合を実現しました。

この背景には、人口減少が見込まれる中で老朽化した施設の更新・耐震化を進める必要がある一方、技術職員の確保が難しく、既存の事業体単独では十分な対応が困難となっている現状があります。

統合後は、これらの課題に適切に対応するため、統合による効果を最大限に活用し、円滑な事業運営を通じて、将来にわたり安定的な給水の確保に努めてまいります。

(水道用水供給事業体の概況)

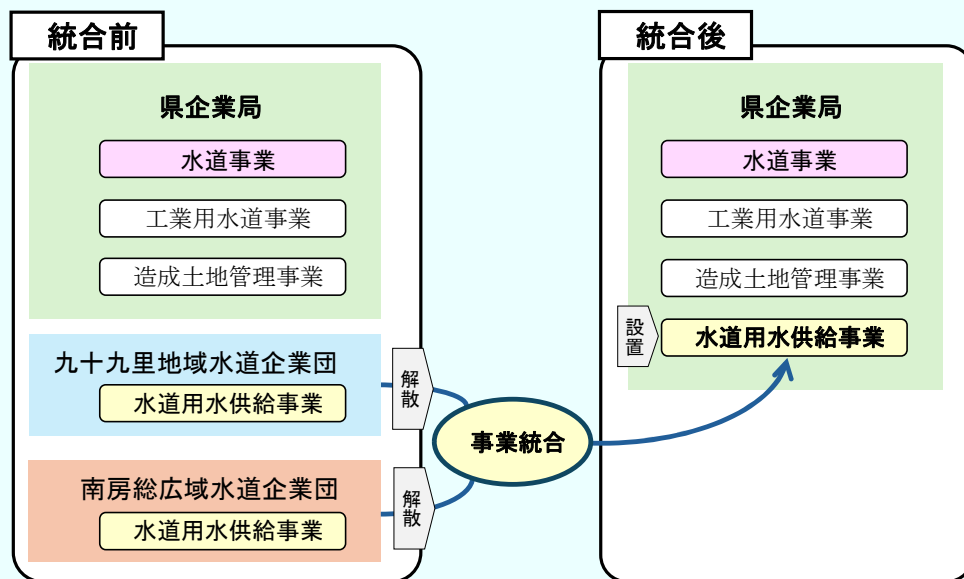
「九十九里地域水道企業団」

供給開始：昭和52年7月
 構成市町村：東金市、茂原市、匝瑳市、
 山武市、大網白里市、
 九十九里町、横芝光町、
 一宮町、睦沢町、長生村、
 白子町、長柄町、長南町
 給水量：37,583,309 m³(R6年度実績)
 職員数：82人(R6年度末現在)

「南房総広域水道企業団」

供給開始：平成8年10月
 構成市町村：いすみ市、南房総市、
 館山市、勝浦市、鴨川市、
 大多喜町、御宿町、鋸南町
 給水量：12,243,159 m³(R6年度実績)
 職員数：30人(R6年度末現在)

(統合の形態)



6 健全な経営及び運営体制の確保

[現 状]

県営水道では、今後の施設や管路の更新・耐震化に係る事業費の増加や昨今の物価高騰に伴う様々な経費の増加により、収支の赤字や資金不足が見込まれたことから、令和8年4月1日に料金の引上げを行ったところです。

また、近年、更新・耐震化や適切な維持管理を進める上で必要な技術職員の確保が困難になってきていることから、組織のスリム化や業務の効率化を進めてきたところです。

さらに、これまでも技術的な課題解決のために、優れた技術・ノウハウを保有する民間企業等との協働・連携を行ってきたところです。

加えて、県営水道では、情報システムを幅広い分野で活用していることから、これまでも定期的な機器等の更新や情報システムの改修を行い、システムの安定的な運用を確保してきたところです。

[課 題]

(1) 水道料金収入

県営水道の施設や管路は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、今後、老朽化が一層進むことが見込まれます。こうした中でも健全経営を維持し、水道施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要があります。

課題解決に向けた具体的な施策を
《課題解決の方向性》▶ 「第5章(8)健全経営の推進」[1](#)[3](#) に記載しています

今後も不断の支出の見直しを行った上で、物価高騰などの状況も踏まえながら、定期的に水道料金のあり方を検証していく必要があります。



水道料金収入(給水収益)の推移

(2) 建設事業費

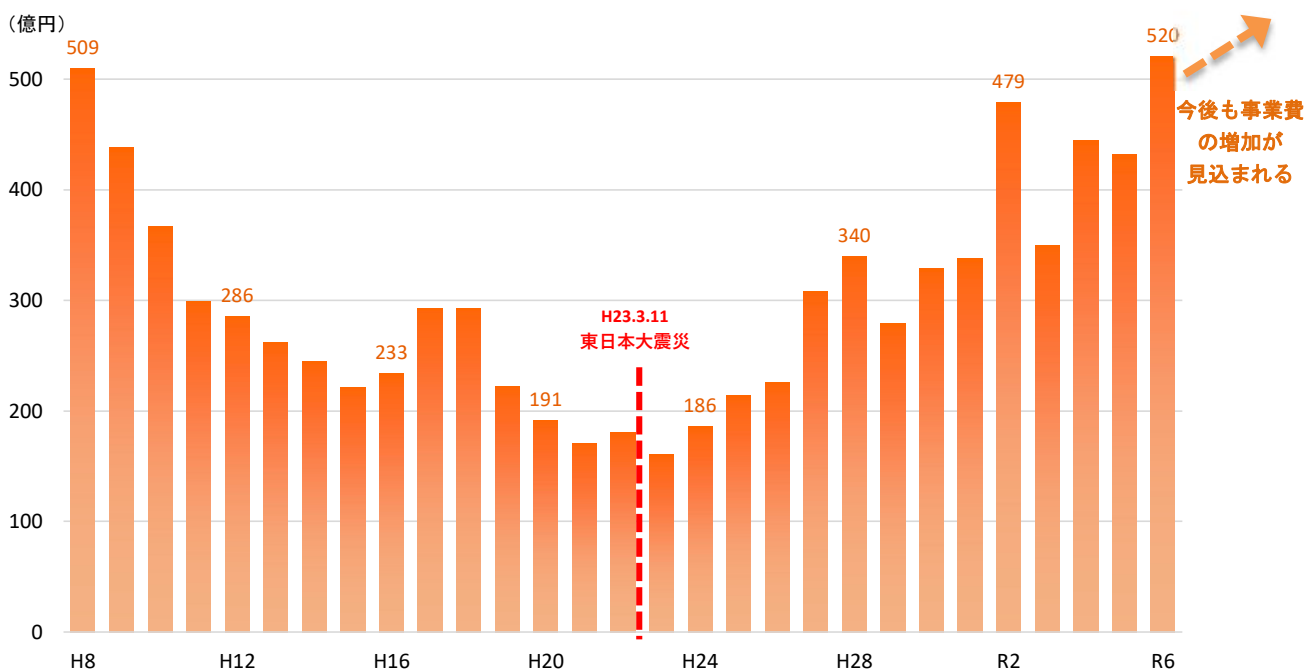
平成8年度の水道料金改定以降、施設能力の増強を伴う新たな浄給水場の建設がなかったことや、更新時期を迎える既存施設・管路が少なかったことなどにより、建設事業費は抑えられていました。

しかしながら、平成23年の東日本大震災を契機に、液状化による被害が想定される湾岸埋立地域の管路の耐震化を前倒ししてきたため、特に管路の耐震化に要する事業費が大きく増加し、建設事業費全体も増加傾向にあります。

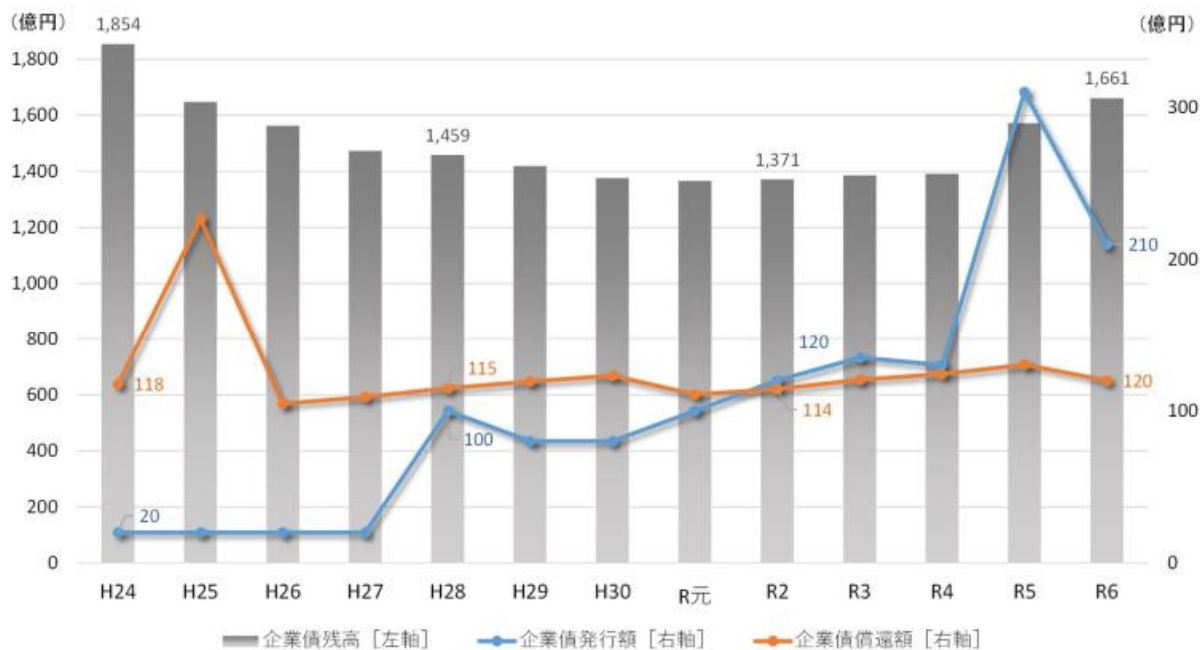
こうした中、今後も次々と施設や管路の更新時期を迎えることから、更新・耐震化のための事業費の増加が見込まれています。

課題解決に向けた具体的な施策を
 《課題解決の方向性》▶ 「第5章(8)健全経営の推進」[②](#)に記載しています

計画的に事業を実施するためには、必要となる財源を確保していく必要があります。特に、企業債については、金利の動向や企業債に関する経営指標、世代間の負担の公平性などを考慮しながら、効果的に活用を図る必要があります。



建設事業費の推移



企業債（残高・発行額・償還額）の推移

（3）人材の確保と育成、民間活力やデジタル技術等の活用による業務の効率化

施設や管路の更新・耐震化を着実に進めていくためには、これまで以上に技術職員の確保に努めるとともに、若手職員への技術継承や技術研修を通じて職員一人一人の資質・技術力向上を図っていく必要があります。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》> 「第5章（7）安定した運営体制の確立」①②に記載しています

県営水道では、これまでも浄給水場の運転管理業務の民間委託や、浄水場の一部施設の維持管理等についてPFI事業を導入するなど、民間活力の活用を図りながら、組織のスリム化を進めてきましたが、今後は、水道施設の更新・耐震化を一層進めていくため、これまで以上に人材の確保や育成を進めるとともに、デジタル技術を活用した各種申込や申請のオンライン化などによる業務の効率化を進めていく必要があります。さらに、技術的な課題の解決にあたっては、優れた技術・ノウハウを保有する民間企業、民間団体等との協働・連携を進めていくことも有用です。

（4）システムの安定運用及びセキュリティ対策の強化

県営水道では、情報システムを幅広い分野で活用しており、システムの安定的な運用と取り扱うお客様情報等の情報資産の安全性を確保していくことが常に求められています。

課題解決に向けた具体的な施策を

《課題解決の方向性》> 「第5章（7）安定した運営体制の確立」③に記載しています

引き続き、定期的な機器等の更新や情報システムの改修、日々のネットワークの監視を徹底することで、システムの安定的な運用を確保していく必要があります。

1 「基本理念」－目指す方向性

人口減少や自然災害の激甚化、施設の老朽化など、水道事業をとりまく環境が厳しさを増している中においても、生活や経済・生産活動を支える安全な水道水を安定的に供給し続けるとともに、ライフスタイルの変化等に伴い多様化するお客様のニーズやSDGs^{※1}の理念を踏まえていく必要があります。このため、計画の幹となる基本理念を次のとおりとします。

「くらし」や「まちの発展」を支え続ける水道の確立

＜基本理念と基本目標＞



※1 SDGs：持続可能な開発目標

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。17の国際目標（ゴール）・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念として、持続可能で多様性と包摂性のある社会実現を目指しています。

2 「基本目標」 一 目指す姿

上に掲げた「基本理念」の実現に向けて、直面している経営課題に対処していくため、県営水道の目指す姿を基本目標として、これまでの「強靱」、「安全」、「信頼」といった基本目標に加え、新たに「持続」を位置づけ、持続可能な運営基盤を確立していきます。

I 強靱 ～災害時においても給水し続ける施設の構築～

老朽化の進む浄給水場、管路について、予防保全による適切な維持管理を行いながら、計画的な更新・整備を進めるとともに、激甚化する災害に対応するため、耐震化等の災害対策に加え、関係機関との連携による危機管理体制の強化を図り、強靱な水道を構築します。

II 安全 ～安心して使い続けられる安全な水の提供～

お客様にいつでも安心して水をお使いいただけるよう、水源水質に対応した適切な浄水処理を行うとともに、浄水場から蛇口まで、水質管理を徹底し、安全で安心な水をお届けします。

III 信頼 ～お客様・社会のニーズに応え続けていく～

ライフスタイルの変化等に伴い多様化するお客様のニーズにお応えするため、デジタル技術の活用等による各種手続きの利便性向上や、おいしい水づくりに取り組むとともに、地球環境に配慮した再生可能エネルギーの導入等を推進することなどにより、お客様からの信頼を確保していきます。

IV 持続 ～安定した経営を続けていくための体制づくり～

人口減少が進む中でも、水道を支える人材の確保・育成等により強固な運営体制を維持するとともに、計画的な更新・整備を進めるための財務基盤の強化を図ることで、持続可能な運営基盤を確立します。